通達甲(副監.警.人1.庶)第3号平成21年2月27日存続期

部長、参事官

各

所 属 長

副総監

警視庁施策総合検討委員会の設置について

[沿革] 平成 22 年 6 月 通達甲(副監. 警. 人 1. 庶) 第 8 号 26 年 1 月 同(副監. 総. 企. 組) 第 2 号 27 年 3 月 同第 6 号 29 年 3 月 同第 6 号改正

このたび、次のとおり「警視庁施策総合検討委員会」を設置し、平成 21 年 3 月 1 日から治安上の課題について総合的な検討を行うこととしたから、実効の上がるように努められたい。

命によって通達する。

記

第 1 設置

警視庁本部に、警視庁施策総合検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第 2 任務

委員会は、警視庁として部門横断的に取り組むべき新たな治安上の課題について総合的な検討を行い、的確な施策の策定と推進に資することを任務とする。

第 3 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 副総監
- (2) 参与 総務部長及び警務部長
- (3) 委員 各部の参事官(部に複数の参事官が置かれているときは、委員長があらかじめ指名する参事官)、第一方面本部長、犯罪抑止対策本部副本部長、人身安全関連事案総合対策本部副本部長、サイバーセキュリティ対策本部副本部長及びオリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部副本部長

第 4 運営

- 1 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。
- **3** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指名する 参与がその職務を代理する。

第 5 作業部会

- 1 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に作業部会を設置するものとする。
- 2 作業部会は、委員長が指定する事項について具体的に検討し、その結果を委員長に報告するものとする。
- 3 作業部会に部会長を置く。
- 4 部会長には、委員のうちから、委員長が指名する者を充てるものとする。
- 5 作業部会は、部会長が指名する者をもって組織するものとする。

第 6 庶務

- 1 委員会の庶務は、人事第一課において処理するものとする。
- 2 作業部会に関する庶務は、部会長の指定する課において処理するものとする。